

京都市京北特定環境保全公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第142号

京都市京北特定環境保全公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則

京都市京北特定環境保全公共下水道条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市特定環境保全公共下水道条例施行規則

第1条中「京都市京北特定環境保全公共下水道条例」を「京都市特定環境保全公共下水道条例」に改める。

第2条を削る。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第5条第1項」を「第7条第1項本文」に、「記載し、かつ、当該確認を受けようとする者が記名押印した」を「記載した」に改め、同条第2項中「計画が」の右に「条例第6条に規定する」を加え、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(軽易な排水設備工事)

第3条 条例第7条第1項ただし書及び第3項前段に規定する別に定める軽易な修繕工事は、次に掲げるものとする。

- (1) ます又はマンホールの蓋の据付け又は取替え
- (2) 防臭装置その他の排水設備の付属装置の修繕

第4条の見出し中「届出」の右に「及び検査に要する費用」を加え、同条各号列記以外の部分中「第5条第3項」を「第7条第3項前段」に改め、同条第2号中「前条第1項第1号」を「第2条第1項第1号」に改め、同条第3号中「第5条第1項」を「第7条第1項本文」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 条例第7条第3項後段に規定する費用は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 指定下水道工事業者は、別に定める日までに前項の費用を納入しなければならない。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第7条前段」を「第9条第1項前段」に、「記載し、かつ、当該届出をしようとする者が記名押印した」を「記載した」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 汚水の区分

第5条第2項各号列記以外の部分中「第7条後段」を「第9条第1項後段」に、「記載し、かつ、当該届出をしようとする者が記名押印した」を「記載した」に改める。

第12条を第17条とする。

第11条中「第22条」を「第28条」に、「条例第12条後段」を「条例第14条後段」に改め、同条を第16条とする。

第10条第1項第2号中「6回」を「次に掲げる公共下水道の区分に応じ、それぞれ次に掲げる回数」に改め、同号に次のように加える。

ア 北部地域下水道 18回

イ 京北下水道（条例第1条第2項第2号に規定する京北下水道をいう。以下同じ。）  
6回

第10条第2項中「直前の納入期限の翌日から起算して6箇月以内」を「次の各号に掲げる公共下水道の区分に応じ、当該各号に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 北部地域下水道 直前の納入期限の翌日から起算して2箇月以内

(2) 京北下水道 直前の納入期限の翌日から起算して6箇月以内

第10条第3項中「とき、」を「とき」に改め、同条を第15条とする。

第9条中「第16条第3項」を「第21条第3項」に、「第17条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料の額の算定の特例)

第14条 条例第24条第3項に規定する使用料の額は、定例日から汚水の排除をやめた日までの期間その他の事情を考慮して算定する。

第8条第1項各号列記以外の部分中「第10条第1項」を「第12条第1項」に、「記載し、かつ、当該申請をしようとする者が記名押印した」を「記載した」に改め、同条第3項前段中「第10条第2項」を「第12条第2項」に、「第5条第3項」を「第7条第3項前段」に改め、「届出」の右に「及び同項後段の規定による費用の負担」を加え、同項後段中「第3条第1項第2号及び第3号」を「第2条第1項第2号及び第3号、第4条第1項第4号並びに別表」に、「第10条第2項」を「第12条第2項」に、「第4条第3号」を「第4条第1項第3号」に、「第5条第1項」を「第7条第1項本文」に改め、「同条第4号中「排水設備」とあるのは「条例第10条第2項に規定する許可排水施設に係る工事」と」を削り、同条第4項前段中「第10条第2項」を「第12条第2項」に、「第7条」を「第9条」に改め、「第5条」の右に「及び第6条」を加え、同項後段中「同条第1項第

2号及び第7号」を「第5条第1項第2号及び第6条第1項第2号」に、「第10条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 条例第12条第2項に規定する許可排水施設に係る特別汚水の認定については、第7条の規定を準用する。この場合において、同条第6項第2号中「排水設備」とあるのは、「条例第12条第2項に規定する許可排水施設」と読み替えるものとする。

第8条を第10条とし、同条の次に次の2条を加える。

(特別汚水に係る使用料の加算額)

第11条 条例第16条第4項(条例第17条第4項及び条例第18条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する別に定める基準により計算して得た額は、加算前使用料額(条例第16条第1項(条例第17条第1項に規定する使用料の額にあつては同項、条例第18条第1項に規定する使用料の額にあつては同項)に規定する合計額をいう。)に特別汚水に係る次の表の左欄に掲げる汚水濃度指数(汚水の濃度を示す数値として別に定める方法により算定される数値をいう。)の区分に応じ、同表右欄に掲げる率を乗じて得た額に、100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

汚 水 濃 度 指 数	率
240未満	0.057
240以上480未満	0.113
480以上720未満	0.226
720以上960未満	0.339
960以上1,200未満	0.452
1,200以上1,440未満	0.565
1,440以上1,680未満	0.678
1,680以上1,920未満	0.791
1,920以上2,160未満	0.904
2,160以上2,400未満	1.017
2,400以上2,640未満	1.130
2,640以上2,880未満	1.243
2,880以上3,120未満	1.357

3, 1 2 0 以上 3, 3 6 0 未満	1. 4 7 0
3, 3 6 0 以上 3, 6 0 0 未満	1. 5 8 3
3, 6 0 0 以上 3, 8 4 0 未満	1. 6 9 6
3, 8 4 0 以上 4, 0 8 0 未満	1. 8 0 9
4, 0 8 0 以上 4, 3 2 0 未満	1. 9 2 2
4, 3 2 0 以上 4, 5 6 0 未満	2. 0 3 5
4, 5 6 0 以上 4, 8 0 0 未満	2. 1 4 8
4, 8 0 0 以上 5, 0 4 0 未満	2. 2 6 1
5, 0 4 0 以上 5, 2 8 0 未満	2. 3 7 4
5, 2 8 0 以上 5, 5 2 0 未満	2. 4 8 7
5, 5 2 0 以上 5, 7 6 0 未満	2. 6 0 1
5, 7 6 0 以上	2. 7 3 6

2 前項の規定は、条例第23条第2項において条例第16条第4項の規定を準用する場合について準用する。

(北部地域下水道に係る污水排出量の認定)

第12条 条例第1条第2項第1号に規定する北部地域下水道（以下「北部地域下水道」という。）に係る条例第21条第1項の規定による污水排出量の認定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる条項により決定した水道の水に係る使用水量をもって行う。

(1) 京都市水道事業条例第1条に規定する水道事業により給水を受けている者 同条例第16条第1項

(2) 京都市地域水道条例第1条第1項に規定する地域水道の事業により給水を受けている者 京都市地域水道の管理に関する条例第13条第1項

第7条各号列記以外の部分中「第9条第3項」を「第11条第3項」に、「記載し、かつ、当該届出をしようとする者が記名押印した」を「記載した」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条各号列記以外の部分中「第9条第2項」を「第11条第2項」に、「ものは」を「下水は」に改め、「の各号」及び「項目について、当該各号に掲げる水質の下水であって、その排出量が1日につき200立方メー

トル以下の」を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 次に掲げる要件を満たす下水（その排出量が1日につき200立方メートル以下であるものに限る。）

ア 令第9条第1項各号又は第9条の11第1項各号に掲げる項目のうち、次に掲げるもののいずれかについて、次に掲げる数値の水質であること。

(ア) 温度 45度以上

(イ) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム以上

(ウ) 水素イオン濃度 水素指数9以上

(エ) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム以上

(オ) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム以上

(カ) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以上

(キ) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム以上

(ク) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム以上

(ケ) ノルマルヘキサン抽出物質含有量のうち鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラムを超えるもの

(コ) ノルマルヘキサン抽出物質含有量のうち動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラムを超えるもの

イ 次に掲げる項目のうち、アに規定する数値に該当するものについては、それぞれ次に掲げる数値の水質であること。

(ア) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき1,200ミリグラム以下

(イ) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に3,000ミリグラム以下

(ウ) 浮遊物質量 1リットルにつき3,000ミリグラム以下

(エ) 窒素含有量 1リットルにつき1,200ミリグラム以下

(オ) りん含有量 1リットルにつき1,200ミリグラム以下

ウ 令第9条の10各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合する水質であること。

エ 令第9条の11第1項各号に掲げる項目（ア（ア）から（オ）まで及び（キ）から（コ）までに掲げるものを除く。）又は物質に関し、それぞれ当該各号に掲げる水

質に適合する水質であること。

(2) 次に掲げる要件を満たす下水

ア 令第9条第1項各号又は第9条の11第1項各号に掲げる項目のうち、次に掲げるものについて、それぞれ次に掲げる数値の水質であること。

(ア) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

(イ) ノルマルヘキサン抽出物質含有量のうち鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

(ウ) ノルマルヘキサン抽出物質含有量のうち動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

イ 令第9条の10各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合する水質であること。

ウ 令第9条の11第1項各号に掲げる項目（ア（イ）及び（ウ）に掲げるものを除く。）又は物質に関し、それぞれ当該各号に掲げる水質に適合する水質であること。

第6条第3号から第8号までを削り、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（特別汚水の届出）

第6条 条例第9条第2項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 排水設備の所在地
- (3) 汚水の区分
- (4) 条例第9条第2項前段に規定する特別汚水（以下「特別汚水」という。）の水質
- (5) 特別汚水の排除を開始する予定年月日
- (6) 特別汚水の1日の最大排出量

2 条例第9条第2項後段の規定による届出は、次に掲げる事項（特別汚水の排除をやめる旨の届出にあつては、第2号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 変更に係る事項並びに当該事項の変更前及び変更後の内容
- (3) 変更予定年月日又は汚水の排除をやめる予定年月日

(特別汚水の認定)

第7条 条例第9条第2項前段に規定する別に定める汚水は、次の各号のいずれかに該当する汚水であることにつき市長の認定を受けたものとする。

- (1) 水素イオン濃度が水素指数8.7以上又は5.7以下の汚水
- (2) 生物化学的酸素要求量が1リットルにつき5日間に200ミリグラムを超える汚水
- (3) 浮遊物質量が1リットルにつき200ミリグラムを超える汚水

2 市長は、条例第9条第2項の規定による届出(同項後段の規定によるものにあつては、前条第1項第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。)があつたときは、当該届出に係る汚水について下水道法施行令(以下「令」という。)第6条第1項後段に規定する方法により検定を行い、当該検定における数値が前項各号に規定する数値に適合していると認めるときは、同項の認定をする。

3 第1項の規定による認定の有効期間(以下「認定期間」という。)は、3年を超えない範囲内において市長が定める。

4 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る特別汚水の水質及び認定期間を、当該特別汚水を排除しようとする者に通知する。

5 認定期間の満了後引き続き特別汚水を排除しようとする者は、当該認定期間の満了の日の6箇月前の日から当該満了の日までの間に、第1項各号のいずれかに該当する汚水であることにつき更新の認定を受けなければならない。

6 前項の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 排水設備の所在地
- (3) 汚水の区分
- (4) 特別汚水の水質
- (5) 現に受けている第1項又は前項の規定による認定の有効期間

7 第2項から第4項までの規定は、第5項の認定について準用する。この場合において、第2項中「条例第9条第2項の規定による届出(同項後段の規定によるものにあつては、前条第1項第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。)」とあるのは「第6項の規定による申請」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と、「同項の」とあるのは

「第5項の」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第5項」と読み替えるものとする。

附則第2項第1号及び第2号中「第16条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区 分	検査に要する費用 (1件につき)
水洗便所の設置（建築物の新築に係るものに限る。）に伴う排水設備工事	500 円
水洗便所の設置（建築物の新築に係るものを除く。）に伴う排水設備工事	1,600
水洗便所の設置に伴う排水設備工事以外の排水設備工事	800

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(上下水道局技術監理室地域事業課)